

議員提出議案第2号

旧優生保護法下で強制不妊手術を受けた被害者の救済を求める
意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

平成30年3月23日

安田優子

伊藤保

坂野経三郎

西川憲雄

内田隆嗣

福田俊史

藤繩喜和

浜崎晋一

広谷直樹

前田八壽彦

澤紀男

旧優生保護法下で強制不妊手術を受けた被害者の救済を求める意見書

昭和 23 年に制定された旧優生保護法の下で、平成 8 年に改正されるまでの間において、知的障がい、精神障がい、遺伝性疾患などを理由に不妊手術が行われ、少なくとも約 16,500 人については、本人の同意のない強制的な不妊手術が行われたとされている。

鳥取県では、県に保存された資料や記録を調査したところ、県内では少なくとも 23 人の方が本人の同意がない強制的な不妊手術を受けたものと思われる。

このような強制的な不妊手術の実施は、当時は合法だったとはいえ、障がい者の人権を侵害し、人としての尊厳を踏みにじるものであって、誠に遺憾であり、人権が尊重される社会づくりを進めている本県として看過できない問題である。

現在、国会においては、超党派の議員連盟が設立されて被害者的人権回復のための支援の検討が始まり、与党においてもワーキングチームの設立を決め、議員立法の策定に向けた検討を進めることとなった。また、政府においても全国的な被害の実態調査に乗り出す方針を決めたようである。

ただ、制度廃止から 20 年以上経過し、個人名が記載された資料や記録が都道府県などに残っていない場合も多く、被害の実態把握や被害の認定に課題はあるが、被害者の多くは高齢化しているため、一日も早く救済措置を講じる必要がある。

よって、国においては、過ちを繰りかえさないためにも、次の事項について責任をもつて対応するよう強く要請する。

- 1 国は、都道府県や医療機関と連携し、速やかに詳細な実態調査を行うとともに、被害者に対する謝罪、補償等の適切な措置を実施すること。
- 2 補償範囲の設定に当たっては、知的障がい者や精神障がい者は、不妊手術を受けることに同意していた場合であっても、これらの者は同意なく手術が行われた者と同様に補償の対象とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 様
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣